

(平成25年5月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

厚生年金関係 7 件

北海道厚生年金 事案 4607

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年6月28日は36万5,000円、同年10月28日は9万6,000円、同年12月24日は42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月28日
② 平成16年10月28日
③ 平成16年12月24日

年金記録によると、A社から支給された賞与について、申立期間①から③までの記録が無いので、全ての期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①、②及び③において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の各申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳における厚生年金保険料の控除額から、平成16年6月28日は36万5,000円、同年10月28日は9万6,000円、同年12月24日は42万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の全ての申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成元年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月15日から同年6月1日まで

申立期間は、A社から同社の関連事業所であるB社に移籍となった時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びCグループの総務人事関係事務を行っているD社から提出された申立人に係る人事記録簿並びに申立人と同時期に移籍したとしている同僚から提供された給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間においてB社に勤務し（A社からB社に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、事業所名簿及びオンライン記録によると、B社は、平成元年6月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できるところ、D社は、「申立人は、A社から新たに設立されたB社に移籍した従業員である。同社の設立当初であった申立期間当時は、A社から給与を支払い、継続して厚生年金保険料を控除していたが、B社が厚生年金保険の適用事業所になる前に、誤って、A社における同保険の被保険者資格を喪失させる手続を行ってしまったものと考えられる。」と回答している。

以上のことから判断すると、B社が厚生年金保険の適用事業所になる前に同社に移籍した者については、A社において同保険の被保険者とする取扱いを行

っていたものと認められることから、申立期間について、同社における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成元年6月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成元年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主は不明としているが、同社が加入する厚生年金基金の加入員資格喪失日と社会保険事務所の記録における同社の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同日となっており、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録することは考え難いことから、事業主が平成元年3月15日を厚生年金保険被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月から同年5月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

昭和 23 年 3 月 20 日から 58 年 11 月 30 日までの期間、A社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、同社C本社から同社B支店に異動になった時期であるが、厚生年金保険料は給与から控除されていた。

厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妹が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し（A社C本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の同僚の供述から判断すると、昭和43年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和43年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和42年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、C国民健康保険組合の加入記録、A社から提出された退職金計算資料及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において同社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び同社D工場の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人と同様、昭和42年9月1日に同社B支店における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後、同社D工場において同年10月1日に同資格を取得していることが確認できる同僚が保管する昭和42年分給与所得の源泉徴収票及び給与受取金額メモによると、同人は、申立期間において継続して給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判

断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和42年8月の社会保険事務所（当時）の記録から4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 4611

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 6 日から平成 2 年 1 月 1 日まで
昭和 51 年 4 月 6 日から平成元年 12 月 31 日までの期間、A社において、毎年、夏期間のB業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社の回答から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年から 61 年までの毎年、3月又は4月に採用され、12月に退職する季節的作業員として、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、昭和 53 年 3 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その後、平成元年 6 月 1 日に、再度、同保険の適用事業所となっていることから、申立期間のうち昭和 53 年 3 月 26 日から平成元年 5 月 31 日までの期間については、適用事業所でなかったことが確認できる。

また、当該事業所は、「申立人が勤務していた期間のうち、一部の期間については、厚生年金保険の適用事業所となっていたが、当時の事業主及びその妻のみを同保険に加入させており、他の従業員は加入させていなかった。申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚 6 人に照会し、5 人（申立人が名前を挙げた同僚二人を含む。）から回答が得られたところ、このうち、昭和 51 年に入社したとする一人及び 57 年に入社したとする一人は、「私がA社に入社した当時は、厚生年金保険に加

入できなかったため、国民年金に加入していた。厚生年金保険に加入していない期間については、厚生年金保険料は控除されていない。」と供述している上、オンライン記録によると、当該二人は、いずれも当該事業所に勤務していたとする期間の全部又は一部について国民年金に加入し、国民年金保険料を納付又は免除されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4612

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月から平成元年 3 月 1 日まで

申立期間は、A社において正社員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

当時の給与明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人から提出された給与明細書及び当時の事業主の供述により、申立人は、申立期間のうち昭和 61 年 6 月 3 日から 62 年 12 月 10 日までの期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、昭和 61 年 6 月分から 62 年 12 月分までの給与明細書を提出しているところ、各月の給与明細書の「厚生年金」欄には、金額が記載されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 63 年 2 月 9 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間のうち、61 年 6 月から 63 年 2 月 8 日までの期間については、適用事業所でなかったことが確認できる。

また、当時の事業主は、「A社は、既に事業を終了しているため、当時の資料は残っていないが、申立人が勤務していた同社を設立した当時は、従業員を厚生年金保険に加入させていなかった。また、申立人が所持する給与明細書に厚生年金保険料を控除した旨の記載があることについては、その記載は、厚生年金保険料ではなく、国民年金保険料である。これは、当時、社員と取り決められた取扱い方法であり、会社設立時の一員である申立人も了承していたことである。」と供述しており、当時の事務担当者も同内容の供述をしている上、オン

ライン記録によると、申立人及びその妻は、申立期間において、国民年金に加入し、同保険料を納付していることが確認できるとともに、申立人から提出された給与明細書に記載されている「厚生年金」欄の金額は、当時の国民年金保険料の二人分の額と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4613

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月から 27 年 7 月 1 日まで

申立期間は、A社のB支部に正社員のC募集員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 21 年 4 月から A 社 D 支社の B 支部に正社員の C 募集員として継続して勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険に加入していたはずであると主張している。

しかしながら、当該事業所は、「申立期間当時の資料は一切残っておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。」と回答している。

また、申立人は、当時の上司及び同僚の 9 人の名前を挙げているが、このうち、唯一生存及び所在が確認でき回答が得られた一人は、「申立人のことは記憶しているが、私が A 社の B 支部に入社したのは、申立期間後の昭和 28 年 4 月か 5 月頃であったので、入社前である申立人の同支部での勤務の状況等については何も分からない。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた 6 人に照会し、3 人から回答が得られたものの、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の申立内容を裏付ける供述を得られなかった。

加えて、前述の供述を得られた同僚 3 人のうち、正社員の内勤事務員であったとする 2 人は、「当時、C 募集員は、入社と同時に厚生年金保険に加入する

制度ではなかった。」と供述している上、申立人が、自身と同じC募集員として、同時期にA社D支社のB支部に入社したとして名前を挙げた同僚は、申立人と同様に申立期間について、同社D支社に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4614

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 50 年 3 月 21 日まで

昭和 46 年 4 月に A 社に入社し、52 年 4 月まで勤務していたが、年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、正社員として勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A 社から提出された申立人に係る退職金計算書に記載された本採用年月日の記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、遅くとも申立期間中である昭和 46 年 12 月 21 日には同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、申立人は昭和 50 年 3 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、これは健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）の記録及びオンライン記録と一致している上、当該事業所は、「保存されていた申立人に係る退職金計算書により、申立人は、少なくとも昭和 46 年 12 月 21 日には在職していたと思われるが、申立人が当社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは 50 年 3 月 21 日であり、申立期間については、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

また、申立人が申立期間当時一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚のうち、被保険者原票により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できた者 5 人に照会し、全員から回答が得られたところ、当該 5 人が記憶する自身の入社時期と被保険者原票における厚生年金保険の被保険者資格

の取得時期についてみると、入社後数年経過してから同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該5人のうち2人は、「昭和50年以前に採用された者については、採用と同時に厚生年金保険に加入する者はいなかった。」と供述しており、そのうちの一人は、「厚生年金保険に加入する前は、厚生年金保険料を給与から控除されていなかった。」と供述している。

これらのことから判断すると、当該事業所では、申立期間当時、従業員について、採用と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 1 月 1 日まで
② 昭和 59 年 10 月 1 日から平成 4 年 10 月 1 日まで
③ 平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 10 月 1 日まで

A社（現在は、B社）には、昭和 36 年 4 月 1 日に入社し、平成 16 年 3 月末まで勤務した。

申立期間①、②及び③の標準報酬月額が当時の給与額と比較して低額な記録となっているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当該期間の標準報酬月額が当時の給与額と比較して低額であることに納得がいかないと主張している。

しかしながら、B社は、「当時の資料等は保存されていない。」と回答していることから、申立人の申立期間①における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、昭和 36 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は 6 人（申立人を除く。）確認できるところ、いずれも、資格取得時の標準報酬月額は 1 万円である上、当該 6 人について、申立期間①における標準報酬月額の推移を確認したところ、申立人と同様に推移している者がほかにも確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが低額であったという事情は見当たらない。

さらに、上記 6 人のうち生存及び所在が確認できた 5 人に照会し、4 人から回答を得られたところ、そのうち 3 人は、「申立期間①当時、厚生年金保険料は適正に控除されていた。」と供述している。

2 申立期間②について、申立人は、給与は毎年増額していたにもかかわらず、昭和59年10月の標準報酬月額が直前の標準報酬月額より低く改定されている上、当該期間の標準報酬月額は当時の給与と比較して低額であることに納得がいかないと主張している。

しかしながら、B社は、「当時の賃金台帳等は保存されていないので、申立人の申立期間②における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。また、当社が保存する個人台帳により、申立人は、昭和59年4月1日付で管理職（所長代理）になっていることが確認できるが、管理職になった場合は給与形態が月俸制となり、時間外手当等の諸手当が支給されなくなるので、標準報酬月額が低く改定されることはある。」と回答している。

また、被保険者名簿により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和36年4月1日及びその前後の年の4月1日に同保険の被保険者資格を取得し、かつ、申立期間②において同保険の被保険者であったことが確認できる者10人のうち、申立人と同様に、59年10月の標準報酬月額が直前の標準報酬月額より低く改定されている者3人に照会したところ、回答が得られた2人は、いずれも、「昭和59年頃に管理職になった。管理職になった場合、給与は月俸制となり、生計手当及び時間外手当が支給されなくなるので、給与は下がったと記憶している。」と供述している上、当該二人の申立期間②における標準報酬月額の推移は、申立人とほぼ同傾向であることから、申立人の標準報酬月額のみが低額であったという事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間②中の平成2年及び4年の源泉徴収票を提出しているところ、当該源泉徴収票に記載された社会保険料の額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を含む社会保険料の額と、ほぼ一致することが確認できる。

加えて、同僚から提出された申立期間②に係る給与支給明細書を確認したところ、当該同僚が事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と全て一致している上、オンライン記録の定時決定による標準報酬月額についても、上記給与支給明細書で確認できる報酬月額に基づいて算出した標準報酬月額と一致していることから判断すると、A社では、標準報酬月額に係る届出について、当時の厚生年金保険法に基づき適正に行われていたことが認められる。

3 申立期間③について、申立人は、給与は毎年増額していたにもかかわらず、平成11年10月の標準報酬月額が直前の標準報酬月額より低く改定されている上、当該期間の標準報酬月額は当時の給与と比較して低額であることに納得がいかないと主張している。

しかしながら、B社は、「当時の賃金台帳等は保存されていない。」と回答していることから、申立人の申立期間③における報酬月額及び厚生年金保険

料控除額について確認することができない。

また、申立人から提出されたB社発行の平成11年度及び12年度の格付・賃金通知書に記載されている各年度の月俸に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、被保険者名簿により、上記2の10人中8人が申立期間③において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるところ、このうち5人は、申立人と同様に、平成11年10月の標準報酬月額が直前の標準報酬月額より低く改定されていることが確認できる上、当該5人のうち回答を得られた2人は、「賃金については、会社の業績等により見直しはある。厚生年金保険料は適正に控除されていた。」と供述している。

- 4 申立期間①から③までについて、B企業年金基金から提出された、申立人に係る「社保分被保険者記録」で確認できる標準報酬月額の記録は、被保険者名簿及びオンライン記録で確認できる標準報酬月額と全て一致している上、被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人の当該期間に係る標準報酬月額が遡って訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡は無い。

このほか、申立期間①から③までについて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、全ての申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4616 (事案 522、1424、2080、3619、4132、4255、4325 及び 4438 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

申立期間は、A社(現在は、B社)C支店で勤務していた。当時は毎年4月に昇給しており、また、高度経済成長時代でもあったので、申立期間の標準報酬月額が上がることはあっても下がることはないので調査してほしいと再度申し立てたが、主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとの通知をもらった。

昭和 50 年の「資格・賃金通知書」により、同年 4 月からの本給額が 16 万 7,000 円であることが確認でき、そのほかに手当もあったことからみて、申立期間の標準報酬月額は低すぎるので、厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む昭和 38 年 1 月 1 日から 58 年 8 月 1 日までの期間に係る申立てについては、i) 申立人は、申立期間の一部の期間に係る給与所得の源泉徴収票及び資格・賃金通知書を提出しているものの、これらの資料では報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できない上、申立人に係る厚生年金基金加入員台帳において確認できる標準報酬月額はオンライン記録と一致していること、ii) オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の定時決定及び随時改定の記録のうち 2 回の定時決定について、従前の標準報酬月額よりも低い標準報酬月額を決定していることが確認できるものの、いずれもその直前の随時改定において 2 等級又は 6 等級高い標準報酬月額に改定された後、当該定時決定において 1 等級又は 3 等級低い標準報酬月額を決定してい

ることが確認できることから、これらの標準報酬月額の変動については、何らかの手当の増額等により、一時的に報酬月額が高額になり標準報酬月額が高く改定され、その一時的な状況が解消された後に、標準報酬月額が低く決定されているものと推測できる上、その前後の期間における申立人の標準報酬月額の推移からも妥当性を欠くものではないと判断できること、iii) 申立人が名前を挙げた同僚のうち複数の者は、オンライン記録によると、申立人と同水準の標準報酬月額で推移していることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが低額に記録されている事情が見当たらないこと、iv) 申立人は、「昭和52年6月に当時の事務担当者が社員の厚生年金保険料を数年間にわたり着服していた事実が発覚している。この事務担当者とは別の者が事務を担当していたD地区及びE地区については、社員の標準報酬月額が下がっていないはずである。」と具体的に主張しているものの、B社は「そのような事実は無い。」と回答しており、申立人が名前を挙げた複数の同僚からもこれを裏付ける供述が得られなかった上、オンライン記録によると、A社F支店又は同社G支店において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、申立人と同時期に、標準報酬月額が低く改定されている者が45人確認できること、v) 申立人が新たに名前を挙げた同僚21人のうち回答が得られた18人からも、申立人の申立ての事実を裏付ける供述は得られず、このうち2人から提供された申立期間の一部の期間に係る給与明細書により、当該同僚が事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料負担額であったことが確認できる上、事業主による標準報酬月額の届出についても、当時の厚生年金保険法に基づく適正な届出が行われていたことが確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月21日付け、同年10月30日付け、22年6月11日付け、23年4月1日付け、同年9月16日付け、24年1月13日付け及び同年6月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前回の再申立てについては、i) 申立人から提出された昭和50年の資格・賃金通知書からは、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことは確認できないこと、ii) 同僚の「昭和50年は、労使の賃金交渉の妥結が同年7月までかかったことから、改定された本給額により給与が支払われたのは8月給与分からであった。」との供述、及び当該同僚から提供された50年4月分から同年11月分までの給与明細書により、本給額が増えたのは同年8月分からであることが確認できるとともに、同年4月分から同年7月分までの差額が、同年8月に別途支給されていることが確認できること、iii) オンライン記録によると、上述の同僚は、申立人と同様に、50年10月の定時決定による標準報酬月額が、その直前の標準報酬月額より下がっていること、及び同年11月の随時改定による標準報酬月額が、同年10月の標準報酬月額よりも高くなっていることが確認できる上、申立期間当時の標準

報酬月額の時決定は、5月、6月、7月の給与総支給額に基づき10月から改定されることとなっていたところ、当該同僚の同年の時決定による標準報酬月額は、同人から提供された当該3か月に係る給与明細書の報酬月額に基づき算出した標準報酬月額と一致していることが確認できるとともに、改定後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料は、翌月控除であったことから同年11月の給与から控除が開始されていること、iv) 事業主による標準報酬月額の届出については、当時の厚生年金保険法に基づく適正な届出が行われていたことが確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成24年11月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料等を提出することなく、「昭和50年の資格・賃金通知書により、同年4月からの本給額が16万7,000円であることが確認でき、そのほかに手当も支給されていたことから、申立期間の標準報酬月額は低すぎる。」との従来の主張を繰り返しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4617

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月1日から同年11月1日まで

昭和37年5月10日から平成4年9月24日までの期間、A社（現在は、B社）C支社D支部に正社員として勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間については、無給休職期間に入った時期に当たるが、職員資格も維持され当該事業所に在籍していたことは間違いないので、厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社からの回答及び同僚の供述により、申立人は、申立期間について、同社の正社員として在籍していたことが認められる。

しかしながら、B社は、「申立人の申立期間については、療養休暇による無給休職期間であり、厚生年金保険は資格喪失となることから、申立期間の同保険料は給与から控除しておらず、別途徴収することもなかった。」と回答している。

また、B社から提出された「無給休職時の社会保険手続き」によると、無給休職発令日からは国民年金に加入しなくてはならない旨記載されていることが確認できる上、同社では、「無給休職期間が短期間で、厚生年金保険の継続加入の申請があったとしても、同保険の加入継続を認めることはない。」と回答している。

さらに、申立人は、「申立期間は無給休職期間ではあったが、実務上の給与が有った。」と主張しているところ、個人成績管理表により、平成3年9月については内容が明確ではないものの給与の支給があったものと認められるが、

B社では、「無給休職期間においても成績に関わる手当等が支給される場合があるが、無給休職期間の扱いには変更はない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険の被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。